

風俗営業許可の要件

<3つの要件>

1) 人的基準

営業関係者が一定の要件に該当しないこと

2) 構造設備の基準

営業所の構造設備が一定の基準を見てしていること

3) 場所の基準

営業所の規程距離内に保護対象施設が存在しないこと



問い

法人Aが風俗営業許可を受けられない場合はどれ？

※ヒント 答えは複数かも 風営法第4条第1項参照

- ① 法人Aの監査役が今年、道路交通法違反により懲役1年執行猶予3年の刑が確定している
- ② 法人Aの取締役が別の法人Bの取締役を兼ねており、その法人Bがパチンコ店内で未成年者に酒を提供したことで風営法違反により20万円の罰金を昨年納付している
- ③ 法人Aの代表取締役が3年前に児童買春の罪で20万円の罰金を納付している
- ④ 法人Aの経営に実質的な影響力を持っている相談役がアルコール依存症である

人的欠格事由を自分で確認！

申請人(許可を受けている個人又は法人)自身と**管理者**、そして**申請人が法人の場合はその役員全員**について、風営法が定める要件の全てに該当していないことが求められます。

一つでも該当してしまうと許可は得られません。

これを**人的欠格事由**と言い、人的欠格事由があれば風俗営業許可を取得できません。

- 過去5年間における一定の犯罪処分歴
- 成年被後見人
- 被保佐人
- 暴力的不法行為等を行う恐れがある人
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 未成年者



注意点

- ① 公安委員会は人的欠格事由に該当する者に許可をしてはならない。しかし、許可を取り消す際には「取り消すことができる」となっている。
- ② 「法人の役員」については「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。」とあります。
- ③ 刑の**執行猶予中**の者は「刑に処せられ」た者に含まれますが、**執行猶予期間**が無事に経過すれば「刑の言い渡し」自体が効力を失う(刑法27条)ので該当しないこととなります。
- ④ 法人として行った犯罪について、役員全員を交代しても欠格であることは変わりません。

問い

パチンコ店の風俗営業許可を受けられない構造設備を選んでください。(法4条2項1号・規則8条参照)

- ①客室内に「飲食を提供するためのカウンター」がある
- ②客用の出入り口にカギのついたドアが2重に設置されている
- ③客室の出入りを撮影できる警備カメラが設置されていない
- ④営業所内の照明を消したり明るくしたりできる調光設備がある
- ⑤賞品を提供する設備が客から見にくい場所に設けられている

不健全な営業になるおそれがある構造設備

- (構造及び設備の技術上の基準)

風営法施行規則第八条

法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

- ……………7号部分抜粋

一 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

二 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

三 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。

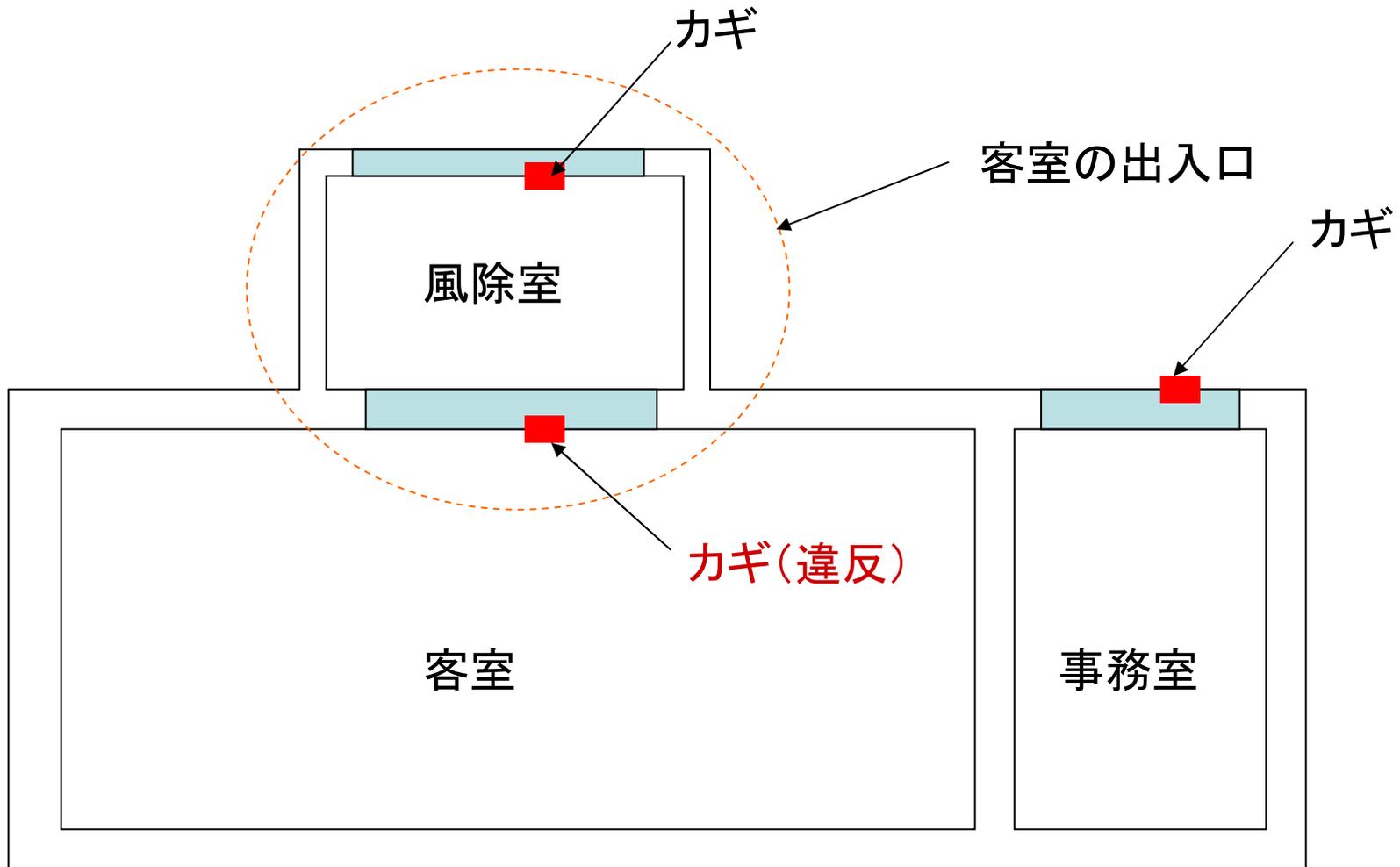
四 第二十九条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

五 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

六 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業にあつては、当該営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと。

七 ぱちんこ屋及び令第十一条に規定する営業にあつては、営業所内の客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けること。

注意点 その1 施錠の設備



注意点 その2

風営法施行規則第八条 構造及び設備の技術上の基準

四 第二十九条に定めるところにより計った営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

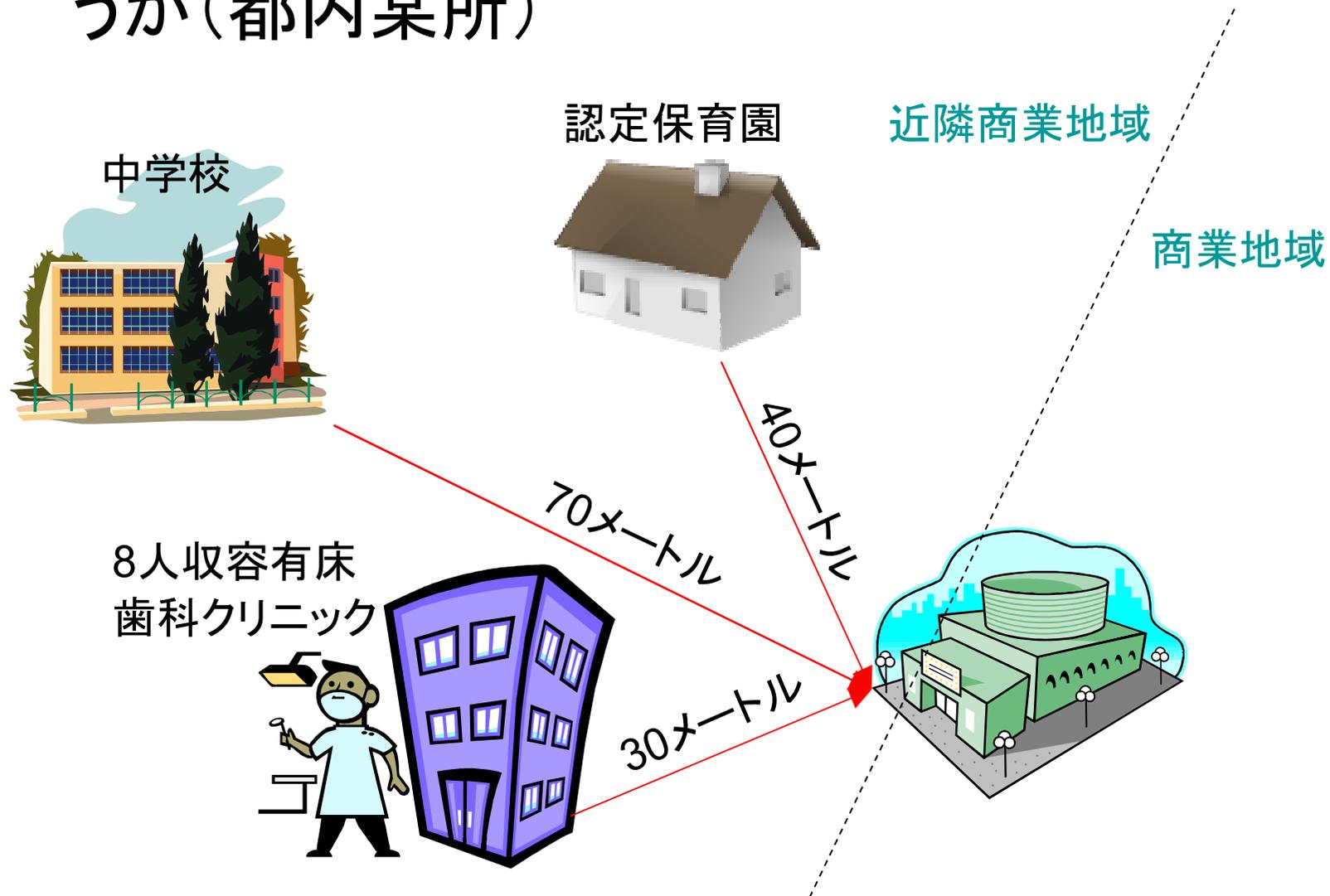
風営法解釈運用基準 第11-8-(3)

施行規則第8条の表中「営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有する」とは、一般的には、照度の基準に達する照明設備を設けていることで足りるが、照度の基準に満たない照度に自由に変更られるスライダックス等の照明設備を設けることは認められない。



問い

- この場所で風俗営業許可を受けられるでしょうか(都内某所)



詳細は条例に委任

(許可の条件)

風営法第四条

二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。

(風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準)

施行令第六条

法第四条第二項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 風俗営業の営業所の設置を制限する地域(以下「制限地域」という。)の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。

イ 住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域(以下「住居集合地域」という。)

ロ その他の地域のうち、学校その他の施設で学生等のその利用者の構成その他のその特性にかんがみ特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの周辺の地域

二 前号ロに掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行う場合には、当該施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。

三 前二号の規定による制限地域の指定は、風俗営業の種類及び営業の態様、地域の特性、第一号ロに規定する施設の特性、既設の風俗営業の営業所の数その他の事情に応じて、良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のものであること。

用途地域による規制

1. 風営法と各都道府県条例の規定によって、原則として**住居専用地域**や**住居地域**などの用途地域では営業できません。
2. 但し、**住居系**の用途地域であっても、都道府県によっては、一定の用途地域に隣接し、かつ一定の距離内の範囲に限り、例外として制限の対象にならない取り扱いになっている場合もあります。
3. たとえば東京都では、商業地域又は近隣商業地域に隣接し、かつそれらの用途地域から20メートル以内の地域については規制の対象から除かれています。(H22年現在)
4. 建築基準法で定められた用途規制にも配慮する必要があります。
「工業専用地域」では、ぱちんこ屋営業が規制されており、「工業地域」、「準工業地域」及び「無指定区域(市街化調整区域を除く。)」ではぱちんこ屋の用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル以上の場合に規制の対象となります。

住居系の用途地域

■用途地域の概要		容積率%	建ぺい率%	その他
住居系	第1種低層住居専用地域 (低層住宅の良好な環境保護のための地域)	100	50 60	外壁後退 1m 高さ制限 10m
	第2種低層住居専用地域 (小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域)	100 150	50 60	外壁後退 1m 高さ制限 10m
	第1種中高層住居専用地域 (中高層住宅の良好な環境保護のための地域)	200	60	
	第2種中高層住居専用地域 (一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域)	200	60	
	第1種住居地域 (大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域)	200	60	
	第2種住居地域 (大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域)	200	60	
	準住居地域 (道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域)	200	60	

商業系の用途地域

■用途地域の概要		容積率%	建ぺい率%	その他
商業系	近隣商業地域 (近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の 利便の増進を図る地域)	200 300	80	
	商業地域 (店舗、事務所等の利便の増進を図る地域)	300 400 500 600	80	
工業系	準工業地域 (環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の 増進を図る地域)	200	60	
	工業地域 (工業の利便の増進を図る地域)	200	60	
	工業専用地域 (専ら工業の利便の増進を図るための地域)	200	60	

保護対象施設

風営法では、風俗営業所から一定の距離内に**学校**や**病院**、**患者収容施設のある診療所**、**児童福祉施設**、**図書館**、**公民館**など、風俗営業による影響から保護されるべき施設(これを「**保護対象施設**」と言います。)があってはいけないということになっています。

具体的な基準は**都道府県条例**によっても、時代によっても異なりますから、正確な情報は各都道府県の条例で自己責任でご確認ください。

□神奈川県条例の場合

大学以外の学校

→100m

大学・図書館・児童福祉施設・病院及び患者を収容できる診療所

→30m(但し商業地域以外は70m)

東京都条例の場合

大学・図書館・児童福祉施設・病院及び診療所（患者収容施設のある）の敷地の周囲100m以内の地域。

但し、次の例外有り。

<近隣商業地域の場合>

- ①大学・病院（1種助産施設含む）・診療所（8床以上）→50m
- ②第2種助産施設・7床以下の診療所→20m

<商業地域の場合>

- ①大学を除く学校・図書館・児童福祉施設（助産施設除く）→50m
- ②大学・病院・（1種助産施設含む）・診療所（8床以上）→20m
- ③第2種助産施設・診療所（7床以下） →10m

「営業所周辺の略図」のイメージ



縮尺1/1000

商業地域

①	小峰医院(無床)
②	ひのクリニック(5床)
③	のぞみ保育園

↑
保護対象施設に関する情報

注意点その1 児童福祉施設

児童福祉施設の種類の多岐にわたっていますので注意が必要です。

特に、**保育所**については設置要件の緩和により、駅の近くなど交通に便利な繁華街などでも設置される可能性が高まってきているので注意が必要です。

また、正式な**認可**を受けていないが市区町村から**認定**を受けている保育施設が多数ありますが、**児童福祉法による認可**を受けていない保育施設は原則として保護の対象となりません。

児童福祉法第7条1項1号

この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

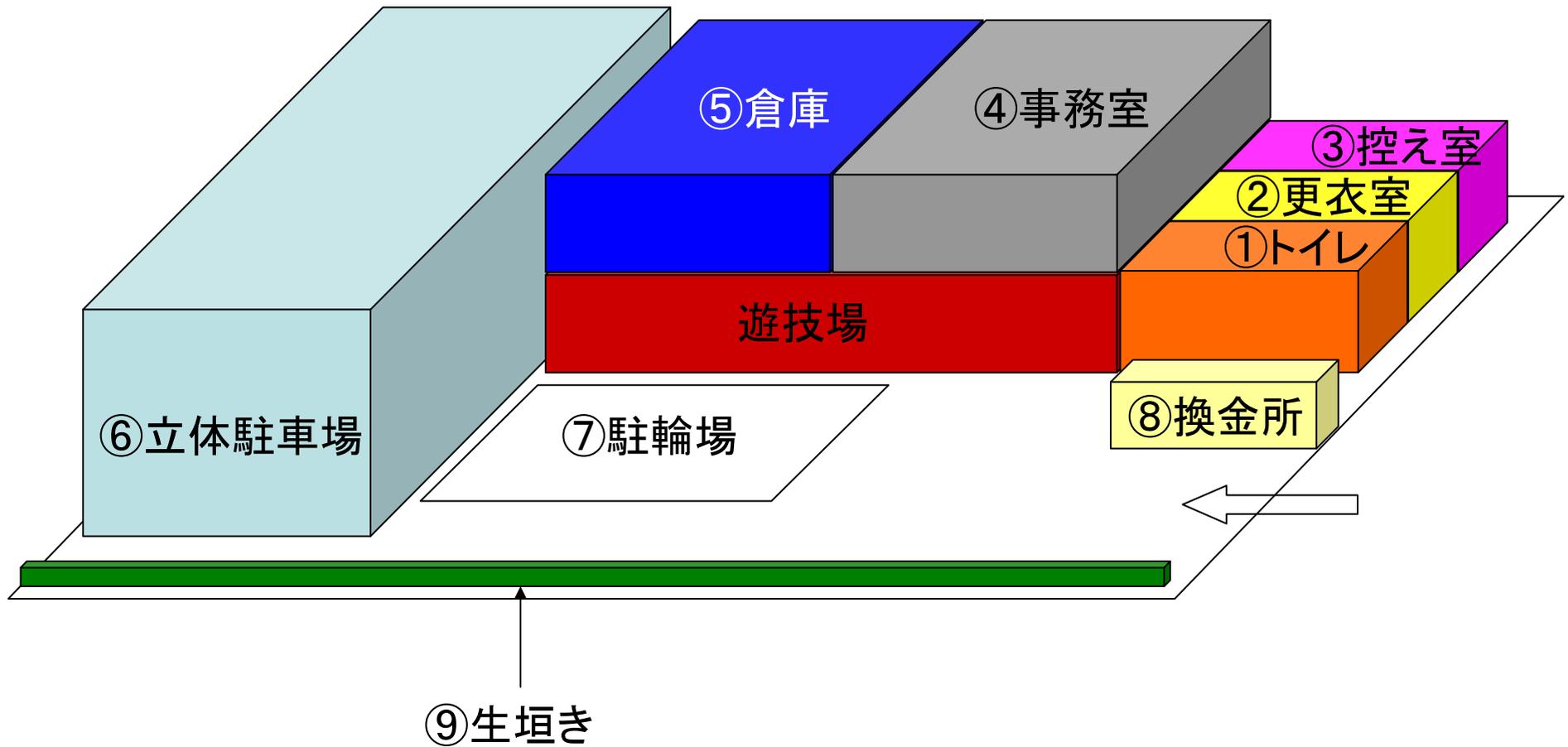
注意点その2 学校

- 原則として、**学校教育法**が定義する**学校**であるかどうかで判断する。
ただし、学校教育を間接的に支援している施設についても保護対象となる事例がある。
- 都道府県によっては、**学校教育法第一条の学校**以外の教育関連施設を保護対象として解釈している場合があります。
- 最近では**大学のサテライト教室**や、**通信制高校の支援施設**など、様々な教育関係施設が新設されており判別が困難になりつつあります。
- 一見学校に見えない神社や寺などが実は**幼稚園**だったといった話も稀にあります。

学校教育法第1条

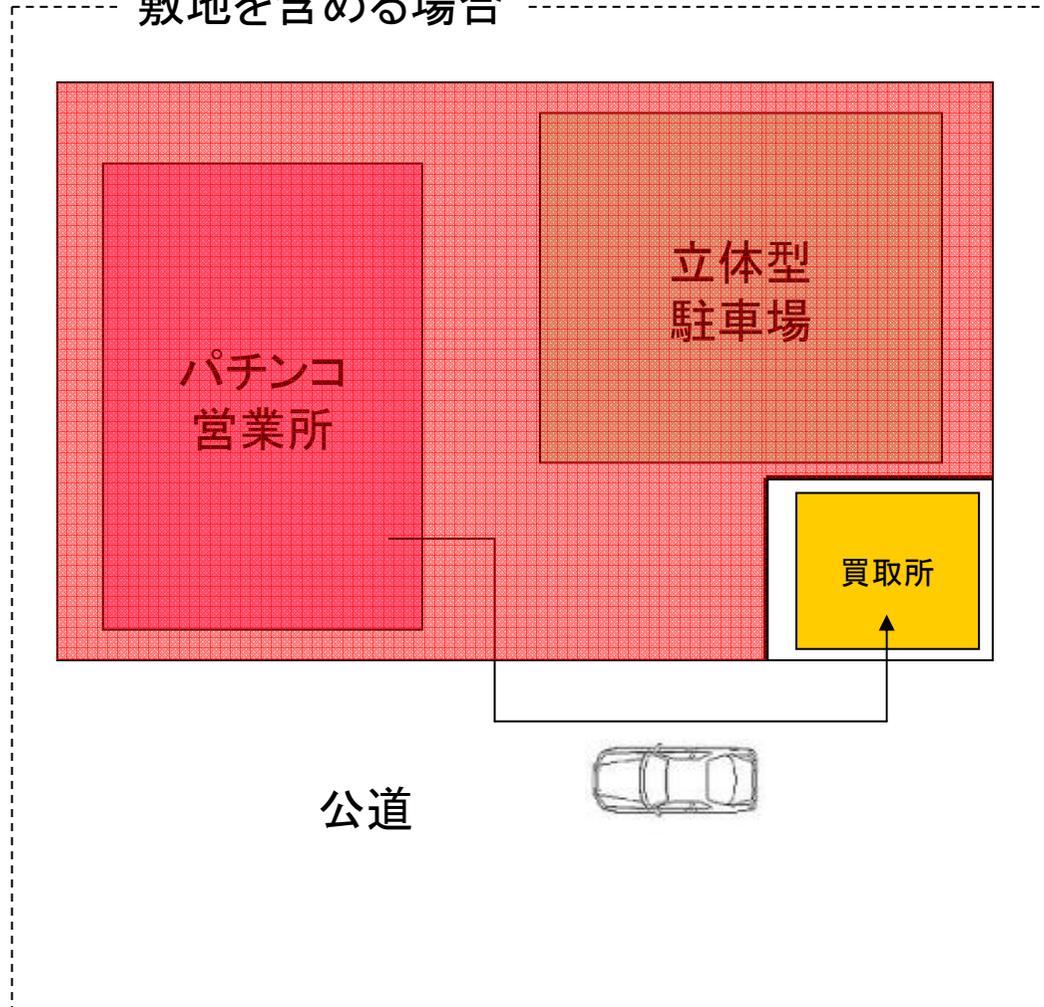
この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

問い 営業所はどこまで？

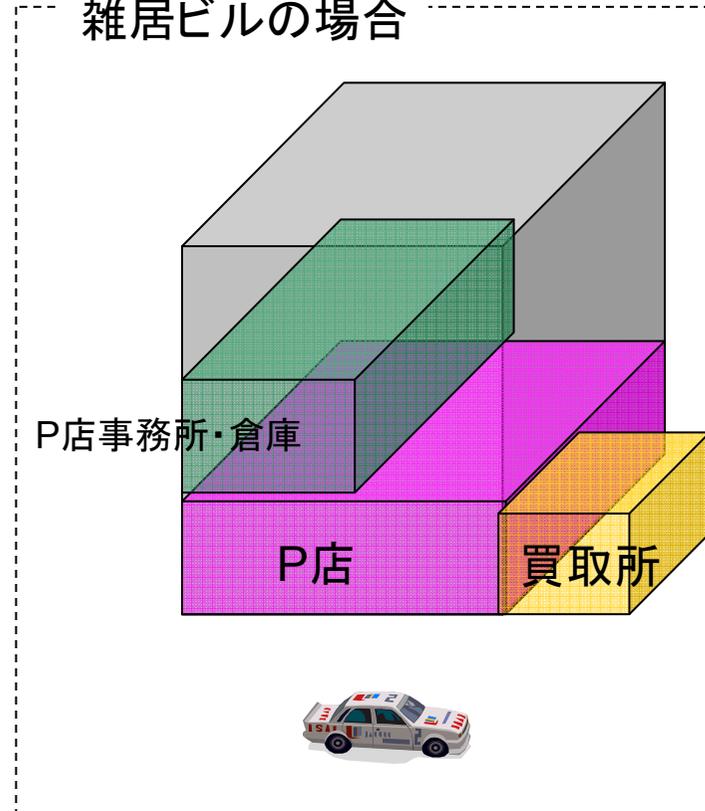


営業所の範囲は

敷地を含める場合



雑居ビルの場合



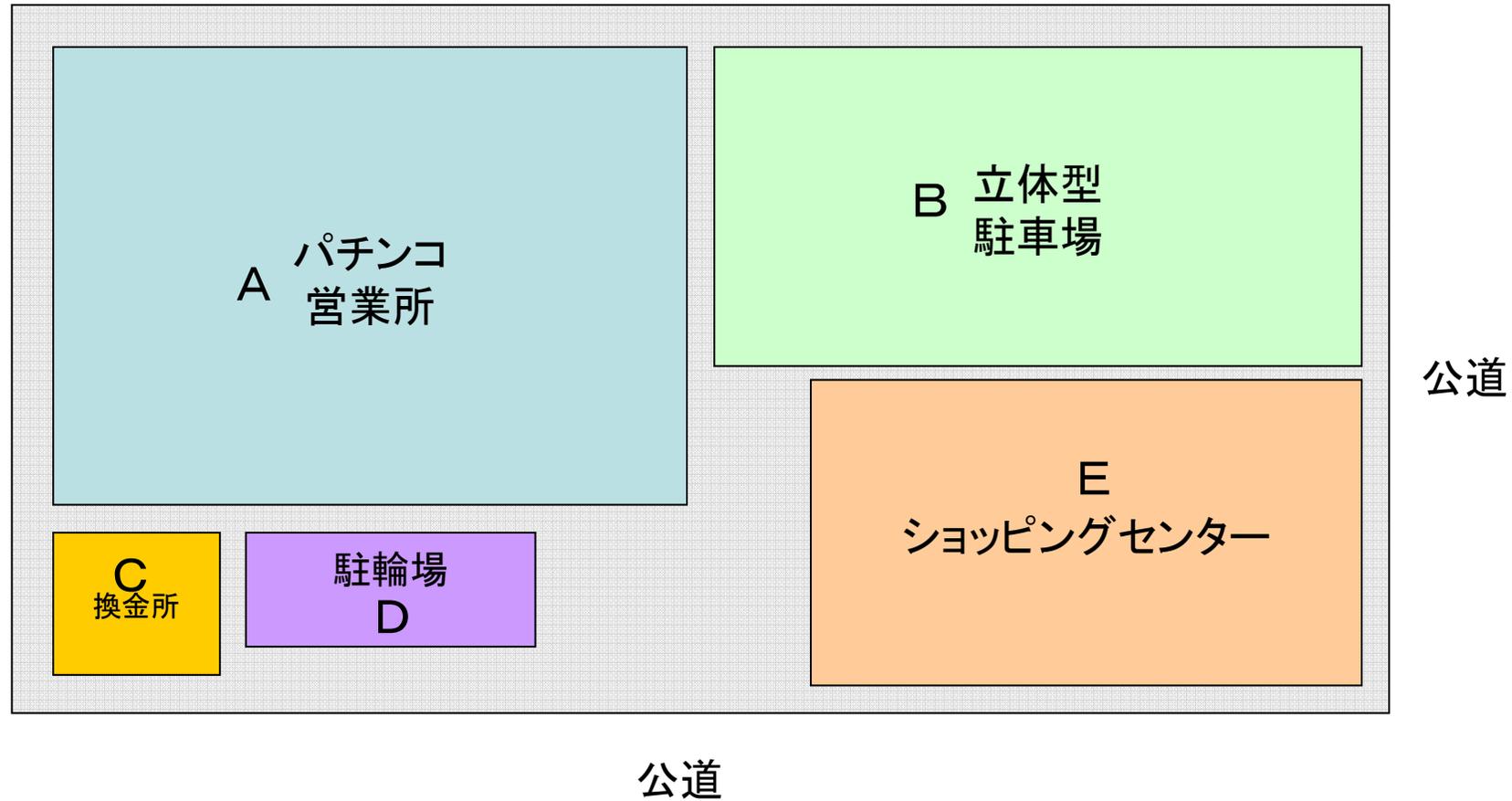
営業所とは

- <営業所とは、**客室**のほか、もっぱら当該営業の用に供する**調理室、クローク、廊下、洗面所、従業員の更衣室**等を構成する建物その他の施設のことをいい、**駐車場、庭**等であっても、社会通念上当該建物と一体とみられ、もっぱら当該営業の用に供される施設であれば、「営業所」に含まれるものと解する。(警察庁解釈基準第11-2)>

つまり、専用駐車場や専用建物の外部の植え込み、駐輪場等も営業所に含まれるということです。

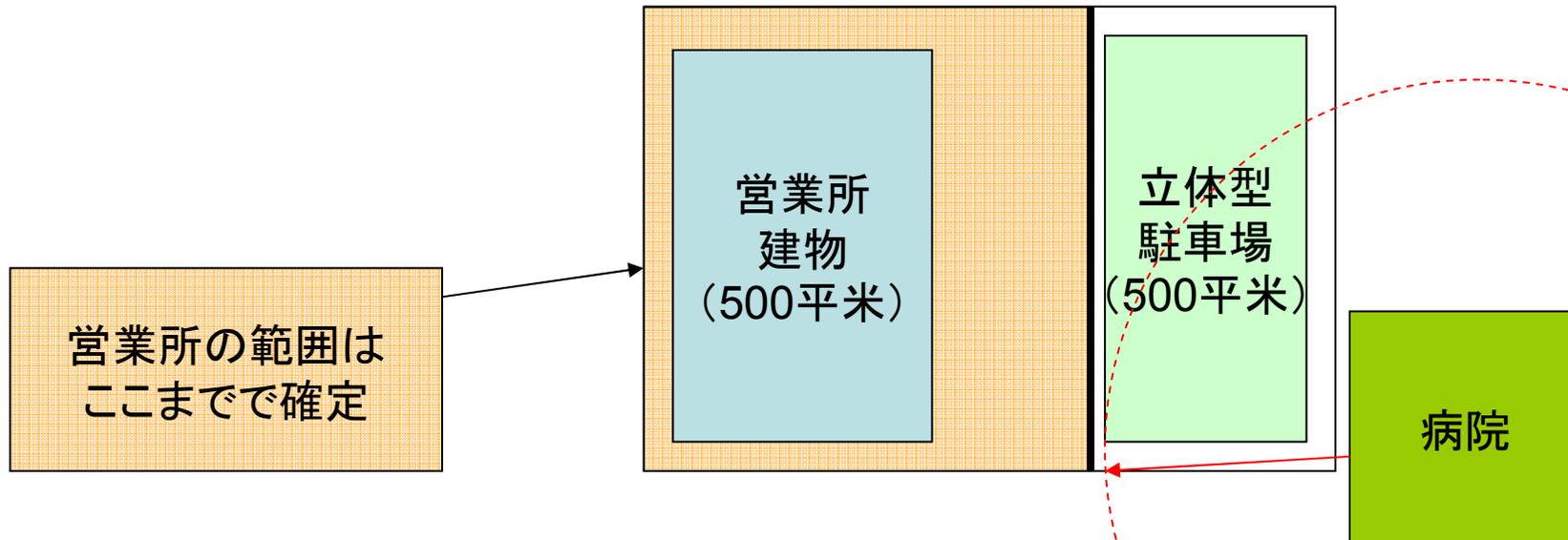
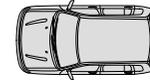
しかし、共用駐車場については「ぱちんこ店」の営業所に含まれないとは言い切れません。

営業所の範囲はどこまで？



近くに病院があった場合

車道



立体駐車場を営業所に含めてしまうと許可が受けられないので、共用駐車場として許可を取得する。
但し、駐車場の用途がもっぱらパチンコ営業の客のための利用であると受け取られれば許可は受けられない。

許可の条件に注意→ 「病院に接近して拡張してはならない」

問い

ホールの開業予定地の隣に保育園が開園される予定があります。
風俗営業が許可される可能性があるのは、どのケースでしょう。
「何々以外の全部」という回答でも結構です。

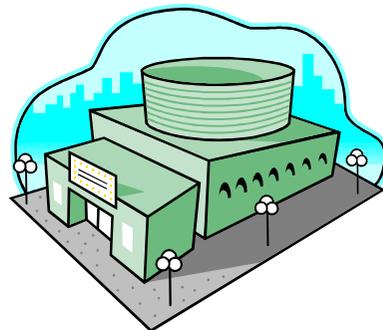
ホールが

- ① 用地を取得(賃貸含む)した
- ② 建設工事に着工した
- ③ 風俗営業許可申請を行った
- ④ 公安委員会による許可審査の

翌日に

保育園が

- A) 用地を確保(賃貸含む)した
- B) 開業予定を公表した
- C) 建設工事に着工した
- D) 開業の認可を受けた



保護対象施設の有無

- 営業所から**規定距離内**に保護対象施設があるかどうかは申請人の責任で調査し判断しなければなりません。

警察に相談しても明確な回答を出してくれる場合はほとんどありません。

調査は営業所周辺の様子を実際に見て確認するのが基本ですが、保護対象施設の多くは行政の認可によって設置されていますので、管轄する行政庁に問い合わせ確認することも重要です。

判断は許可審査の時点

保護対象施設に関する判断は**許可審査**の時点であり、申請の時期は判断に影響しません。

最悪のケースですが、風俗営業**許可申請した直後**に、営業所のとなりの建物に大学のオープンキャンパスの開設が新聞で報道されていたために不許可になるということがありえます。

こういったリスクを完全に消し去ることはほとんど**不可能**に近いことです。

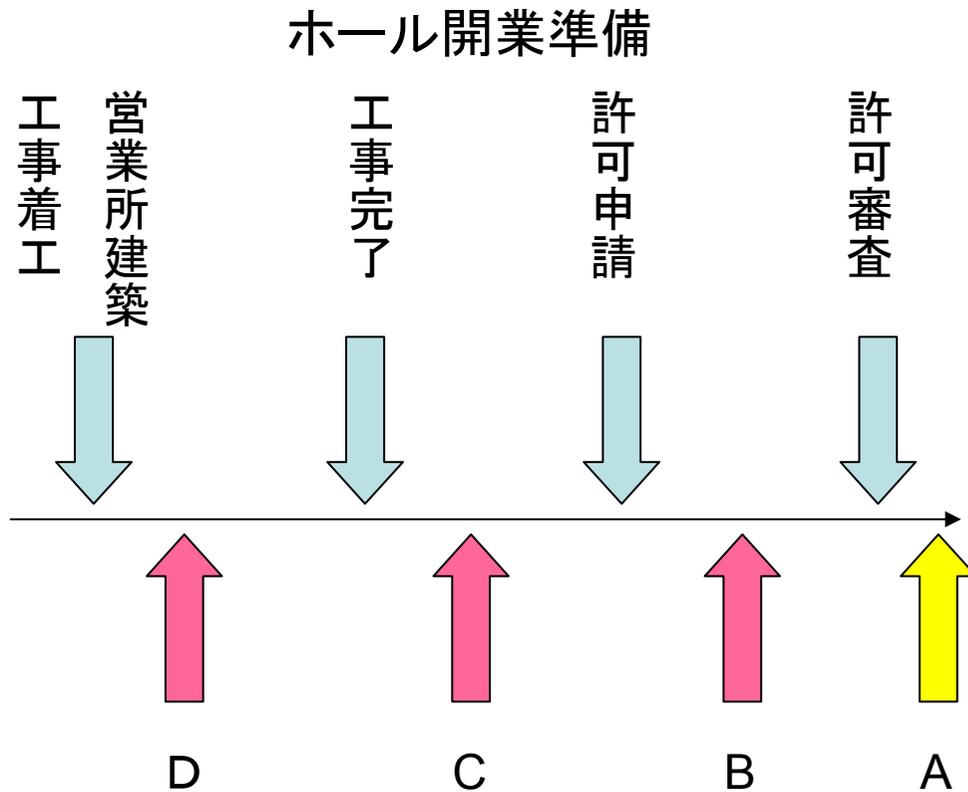
出店妨害を目的に、他店舗の新規出店予定地に保護対象施設を設置されたというケースもあり、**民事**裁判だけでなく、業務妨害罪などの**刑事**犯罪事件に発展することもあります。

未来の使用が決定された土地

- ほとんどの都道府県条例では、将来保護対象施設として使用することが決定された土地を保護対象施設に含める規定があり、これについては現地調査では判明しがたいので、営業所周辺の新規物件情報に注意する必要があります。

※例外 福井 愛媛 徳島 長崎

開業準備と保護対象設置決定



保育園による用地の確保決定



不許可？



「これらの用に供するものと決定した土地を含む」 についての判例

「…これらにかんがみると、施行令第6条第2号にいう「これらの用に供するものと決定した土地」に当たるか否かは、当該施設の種類、規模及び特性、当該施設の開設のために必要とされる法令上及び事実上の手続、当該施設の開設に要する費用等にかんがみ、当該土地に当該施設が設置されることが社会通念に照らして確実となっているとすることができるか否かという観点から合理的に判断すべきである…本件大学の設置についてまだ文部科学大臣の認可がされていなかったものの…本件大学用地に本件大学が設置されることは社会通念に照らして確実となっているとすることができる…原告は、本件大学設置について文部科学大臣の認可がない以上、本件大学用地は「これらの用に供するものと決定した土地」に該当しない旨主張する…上記事実関係の下においては、本件不許可処分当時、本件大学について同大臣の認可がされて本件大学が設置されることが社会通念に照らして確実となっているとすることができるのであり…」

(平成17年5月12日 大阪地方裁判所)